

桑都塾 入塾約款

第1条（契約の成立）

入塾希望者（以下、申込者という）は、申込書の内容及び以下の条項を承諾のうえ、本日、表記学習塾（以下、学習塾という）に対して入塾の申し込みを行い、学習塾はこれを承諾する。

第2条（役務の提供及び対価の支払）

学習塾は、申込者に対し、学習塾の定める学習指導カリキュラムの中から申込者が選択した入塾申込書（以下、申込書という）記載の内容の役務を提供する。

2 申込者は、選択したプラン（通常プランまたはプレミアムプラン）に応じた授業料、その他申込書に記載された金額を4項に定める期日までに支払うこととする。

3 学習塾は、1ヶ月分の授業料等（当月末日締め）の請求書を作成し、申込者に所定の方法により送付するものとする。

4 申込者は、前項に定める授業料等を翌月5日までに支払うものとする。ただし、当該期日が銀行休業日にあたる場合は、その翌営業日を支払い期限とする。

5 授業料等の他に教材費、模試受験費用、オプションサービス利用料、および対面指導に伴う交通費等が必要となる場合は、学習塾は事前にその金額と内容を提示し、申込者の同意を得るものとする。

6 申込者がプランの変更及びオプションサービスの利用を希望する場合、所定の届出フォームにより申し出るものとする。

第3条（学習指導の形態）

指導はオンライン通話、または合意に基づき対面（家庭訪問等）にて行うものとする。

2 プレミアムプランを選択した申込者は、第14条に定める付帯サービスを無償で利用できる権利を有する。

第4条（学習指導の実施場所）

オンライン指導は、申込書記載のオンライン通話ツールにおいて行う。

2 第3条に定める対面指導（家庭訪問）は、申込者の自宅または両者合意の上で決定した場所（カフェ等）において行う。その場合、申込者は、別途定める「オプション講座一覧表」で計算される追加料金、出張費、交通費等を支払うものとする。

第5条（講師の変更）

学習塾は、担当講師の傷病、退職その他やむを得ない事情により、担当講師を変更することがある。その場合、学習塾は速やかに申込者に通知するものとする。

第6条（契約期間と更新）

学習指導の契約期間は、基本的に1ヶ月間とする。

2 申込者または学習塾から、終了を希望する月の前月15日までに、書面または学習塾が指定する方法による解約の申し出がない限り、本契約は同一条件で1ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

3 前項にかかわらず、自動延長による最大延長期間は大学卒業時とする。なお、更新時には、更新料等は請求しないものとする。

第7条（入塾申込後のクーリングオフ等）

申込者は、**法定の契約書面の交付日**を含め8日以内は書面によって申込みを撤回し、又は契約を解除（以下、クーリングオフという）することができる。

2 クーリングオフは、申込者がその旨を記載した書面を学習塾宛に発信した時に、その効力を生じる。この場合、学習塾は受領済みの金員全額を速やかに返還し、損害賠償や違約金の請求は行わない。

第8条（中途解約）

前条の期間を経過した後においても、申込者は本契約を中途解約することができる。中途解約を希望する場合、第6条2項に定める期日までに書面によって申し出るものとする。この場合、解約に伴う違約金は発生しないが、月の途中の解約であっても既に確定した授業の授業料は全額申込者が支払うものとし、日割計算や返金を行わない。

第9条（授業のキャンセル及び日程変更）

申込者は、生徒の授業のキャンセルまたは日程変更を希望する場合、原則として授業開始時刻の48時間前までに、当塾が指定する方法（電話・LINE・Google Chat・Eメールのいずれか）により連絡するものとする。この期限内に連絡があった場合、キャンセル料は発生せず、別の日時への振替を可能とする。

2 前項の規定にかかわらず、授業開始時刻の48時間前を過ぎてからキャンセル連絡を行った場合、または無断で授業を欠席した場合は、申込者は理由の如何を問わず、**キャンセル料として授業料の100%を支払うものとする。**

3 授業開始時刻の48時間前を過ぎてから日程変更の連絡があった場合、当塾は講師のスケジュール調整が可能な範囲において、生徒の希望に沿うよう努める。ただし、調整が困難なことにより授業日時を変更できない場合、当該連絡はキャンセル連絡として扱い、前項の規定を適用する。

4 前2項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する場合はキャンセル料の適用を免除する。

(1) 生徒の急な体調不良により、授業開始時刻の1時間前までに連絡があった場合。ただし、本号の適用は月に2回を上限とし、当該授業は別の日時へ振り替えるものとする。

(2) 天災地変、公共交通機関の計画運休、その他当塾がやむを得ないと合理的に判断した事由による欠席の場合。この場合、当該授業は別の日時へ振り替えるものとする。

第10条（対面授業のキャンセル）

第3条に定める対面指導（家庭訪問）において、講師が訪問先に向けて出発した後にキャンセルがなされた場合、申込者は第9条のキャンセル料に加え、第4条2項に定める交通費を全額支払うものとする。

第11条（有料キャンセル後の振替授業）

第9条第2項及び第3項の規定によりキャンセル料が発生した授業は、授業消化となるため、振替授業は行わないことを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、申込者が希望する場合、学習機会の確保を目的とした救済措置として、キャンセルされた授業とは別に、新たな授業として振替授業を申し込むことができる。

3 前項の振替授業を実施する場合、申込者はキャンセル料とは別に、正規の授業1回分の料金を支払うものとする。振替授業の日時は、講師の空き状況に応じて、当塾と申込者間で別途調整の上、決定する。

第12条（学習塾都合による休講）

講師の急病や通信システムの障害など、学習塾の都合により授業を実施できない場合、学習塾は速やかに申込者に連絡し、振替授業の日程を協議するものとする。ただし、振替授業の実施が困難な場合は、当該授業の授業料は請求しないものとする。

第13条（禁止事項および強制退塾）

申込者および生徒は、以下の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 講師やほかの生徒に対する誹謗中傷、名誉棄損、ハラスメント行為
- (2) 学習塾の運営を妨害する行為、または信用を毀損する行為
- (3) 学習塾の教材、配布資料、映像等の著作物を無断で複製、転載、第三者に配布または公開する行為
- (4) 正当な理由なく授業料等の支払いを遅延し、督促に応じない行為
- (5) その他、法令または公序良俗に反する行為

2 前項に違反し、学習塾による相当期間を定めた是正勧告に応じない場合、学習塾は本契約を解除（強制退塾処分）することができる。この場合、受領済みの授業料等の返金は行わない。

第14条（桑都塾プレミアムプランの特典）

プレミアムプランを選択した申込者に対し、学習塾は以下の役務を追加費用なしで提供する。

- (1) 月1回の理解度確認テストの作成および実施
- (2) AIを活用した学習分析レポートの提供
- (3) 講師による添削指導（理解度確認テストの答案以外の添削は月3枚まで）
- (4) 希望する申込者に対する対面指導（家庭訪問）の実施（月1回まで）
- (5) オリジナル教材へのアクセス権の付与

2 前項4号の対面指導については、実施時間に相当する通常授業料及び交通費のみ申込者の負担とし、第4条2項に定める追加料金及び出張費は免除されるものとする。

3 第1項各号に定める役務において、規定の無料上限回数を超過して利用を希望する場合、申込者は、別途「オプション講座一覧表」に定めるオプション料金を追加で支払うものとする。

第15条（個人情報の取り扱い）

学習塾は、本サービスの提供にあたり取得した申込者および生徒の個人情報を、別途定める「プライバシーポリシー」に従い、適切に取り扱う。

第16条（著作権）

本サービスにおいて学習塾が提供する教材、資料、映像、その他一切のコンテンツに関する著作権およびその他知的財産権は、学習塾または正当な権利を有する第三者に帰属する。

第17条（損害賠償）

学習塾の業務の遂行に起因して、生徒等の第三者の生命、身体を害し、又は財産を損壊したことについて法律上の損害賠償責任を負うべき場合に、学習塾は相応の補償を行う。

但し、学習塾の管理下でない間に発生した事故、学習塾の生徒の能力又は技術が向上しないことに起因する損害については、一切損害賠償の責めは負わない。

第18条（本約款の変更）

学習塾は、必要に応じて本約款を変更することがある。その場合、学習塾は変更内容と施行時期を、相当な期間をもってウェブサイトへの掲載およびメール周知等の方法により申込者に通知する。変更に同意できない申込者は、施行日までに解約することができる。

第19条（紛争の解決）

本約款に定める事項について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとする。

2 前項の協議によっても解決に至らず、訴訟の必要に応じた場合は、学習塾の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。

3 本契約に定めのない事項については、民法及び特定商取引法その他の法令によるものとする。

2025年3月28日 施行

2025年7月7日 改訂

2026年6月1日 改訂

2026年10月1日 改訂